

貯水槽水道のランキング表示制度について

ランキング表示制度は、第三者機関が貯水槽水道の法定検査に合わせて、一定の基準に従い、貯水槽の評価を行い、格付けを行う制度です。

この格付けにより、優良な管理を行っていると評価された施設は、このことをマークにより、表示することができ、貯水槽を含むビルやマンションの評価を高める根拠とすることができます。

このことは、ビルやマンションの転売市場が拡大するなかで、設置者、管理者の管理へのインセンティブを大いに高めることとなります。

◇ランキング表示制度の内容

この制度は、次のような考え方にに基づき、提案されています。

1. 制度の実施主体は、公正で適切な実施が可能なように、学識経験者、行政関係者、水道事業者、登録検査機関の団体、水道事業者の団体、清掃事業者の団体、装置メーカーの団体など幅広い関係者で構成される「ランキング表示制度運営委員会」が実施し、登録検査機関の全国組織である一般社団法人全国給水衛生検査協会が事務局を務めています。
2. この制度は、水道法の法定検査に合わせて行う上乗せの制度とし、設置者、管理者の同意をいただいて行う任意の制度として実施されます。
3. この制度では、水道法の法定検査の適否と上乗せ基準への適合によって、S、A、B、Cの4段階の評価を行うこととし、そのうち、上位のS(上乗せ基準適合施設)、A(管理適合施設)の2段階については、運営委員会の制定するマークを交付することとします。
設置者、管理者が、これを適宜な場所に表示していただくことにより、管理が優良な施設であることを対外的に証明していただくことができることとなります。
ランキング表示制度の評価項目は、下記のとおり全体で32項目、50点満点となっており、管理に関する項目と施設・構造に関する項目が、それぞれ25点となっています。
「5. 管理のしやすい構造・設備に関する事項」も広い意味で管理に関する事項とすれば、管理に関する項目は37点となり、管理を徹底すれば高い点を獲得できるよう設計されています。
なお、この制度実施時においては、当面、下記の※6.の10項目のうち5項目は評価しないこととしており、27項目で、満点は45点となります。

《管理に関する項目》

| | | |
|----------------------------|------|-----|
| 1. 管理者の選任等管理体制に関する事項 | 3項目 | 5点 |
| 2. 管理計画の作成、帳簿書類の整備状況に関する事項 | 7項目 | 9点 |
| 3. 施設の点検、管理に関する事項 | 3項目 | 5点 |
| 4. 過去の点検結果の状況 | 2項目 | 6点 |
| 小計 | 15項目 | 25点 |

《施設・構造に関する項目》

| | | |
|-----------------------|--------|-------|
| 5. 管理のしやすい構造・設備に関する事項 | 6項目 | 12点 |
| ※6. 施設の強度・機能に関する事項 | 5項目 | 6点 |
| | (10項目) | (11点) |
| 7. 施設の損耗度に関する事項 | 1項目 | 2点 |
| 小計 | 12項目 | 20点 |
| 合計 | 27項目 | 45点 |

